**令和８年（フ）第１０７４号**
仙台市宮城野区福田町２丁目２番３号　パロン菅野205
債務者　佐々木直子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１１０７号**
宮城県多賀城市高崎３丁目11番５号　コーポラス軽井沢３－110号
債務者　日下　優弥
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１１１４号**
宮城県多賀城市大代４丁目８番18号　レジデンス新栄205号
債務者　郷古　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１１２１号**
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原９番地の39　コンフォール西原Ｃ－１
債務者　安田　由紀（旧姓　菅原）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第１９７号**
秋田市仁井田本町六丁目７番20号　アルカディアＡ201号、前住所秋田市泉三嶽根１番57号
債務者　加藤　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２０５号**
秋田市土崎港相染町字沼端148番地７
債務者　大高　雅博
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２０６号**
秋田市土崎港相染町字沼端148番地７
債務者　土舘　みほ子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２２８号**
秋田市御野場七丁目１番５－302号、旧住所秋田市牛島東七丁目15番16号
債務者　工藤　一樹
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第４１号**
福島県西白河郡矢吹町東郷325番地17
債務者　本田　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**令和８年（フ）第４２号**
福島県白河市久田野前田63番地　市営４－401号
債務者　緑川　勇樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**令和８年（フ）第２５９号**
茨城県つくば市島名2323番地　（諏訪Ｃ12街区２）ミレニオつくば万博記念公園205号
債務者　岩本　智子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（フ）第２８０号**
茨城県稲敷郡阿見町うずら野一丁目35番地６　ＫＳ住宅Ｆ棟
債務者　雨貝　優子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（フ）第２８１号**
茨城県つくば市泉850番地１
債務者　中山　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（フ）第２８５号**
茨城県つくば市春日３丁目24番地３　プリマベラⅡ棟202号、住民票上の住所茨城県石岡市東成井2219番地89
債務者　齋藤　喬大
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和８年（フ）第８４号**
茨城県鹿嶋市大字宮津台4765番地４
債務者　東峰　真理
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**令和８年（フ）第６４３号**
栃木県佐野市吉水町896番地３
債務者　熊倉　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第６７５号**
栃木県真岡市久下田西二丁目68番地　市営住宅綿町団地Ｃ棟302号
債務者　坪井カツ江
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係